

紀の川水系河川整備基本方針(案)の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域内には、流域内人口の半数が集中し、また、主要交通機関が交わる和歌山市がある
- ・ 流域の地質、降水量
- ・ 上流域は日本有数の多雨地帯

(流域の自然環境)

- ・ 源流の大台ヶ原はトウヒやブナなどの原始林が分布、その下流は「日本三大人工美林」の一つの吉野杉の産地
- ・ 中流部は、複数の農業用井堰の湛水域や瀬と淵が連続
- ・ 下流部は、ワンドなど浅い水域が形成
- ・ 汽水域の干潟は、生息数が近畿地方最大であるシオマネキや、大規模生息地の北限となっているタイワンヒライソモドキが生息

(紀の川の歴史)

- ・ 船岡山と呼ばれる中州をはじめとした紀の川の景観は万葉集に多く詠まれている
- ・ 人々との営みと自然との結びつきを背景として『紀伊山地の霊場と参詣道』が世界文化遺産として登録

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 徳川吉宗の時代には、連続した堤防を直線的に築造する紀州流治水工法が行われた
- ・ 大正6年10月の大洪水を契機に、直轄事業として同12年に紀の川改修計画を策定し実施

- ・昭和 25 年に岩出から橋本及び貴志川まで工事区間を延長
- ・昭和 28 年及び同 34 年（伊勢湾台風）の大出水を受けて、同 35 年に紀の川修正総体計画を策定
- ・昭和 40 年に、一級河川の指定を受け、紀の川水系工事实施基本計画を策定
- ・昭和 40 年、同 47 年と相次ぐ大出水及び流域の人口及び資産の増大等を考慮し、同 49 年に現在の工事实施基本計画に改定
- ・平成 15 年に大滝ダム及び紀の川大堰の本体が完成

（河川水の利用）

- ・農業用水として約 23,000ha のかんがいに利用されるほか、水力発電、都市用水として利用されている
- ・「十津川・紀の川総合開発事業」として流域外の大和平野への導水とともに新宮川水系から紀伊平野へも導水

（水質）

- ・船戸地点下流では環境基準（A 類型）を超過することが多い
- ・和歌山市内河川は汚濁が著しいため、紀の川より浄化用水を導水

（河川の利用）

- ・グラウンド、公園等の施設が多い中下流での利用が主体
- ・水辺や水面を利用した魚釣りやキャンプなどのスポーツ、レクリエーションに活用

（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（治水、利水、環境の総合的な方針）

- ・治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・水源から河口まで水系一貫した基本方針に基づく
- ・段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・健全な水循環系の構築を図るため流域一体で取り組む
- ・河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う

- ・総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア 災害の発生防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・洪水調節施設と河川改修により計画規模の洪水を安全に流下
- ・流下阻害となっている取水堰の改築については、関係機関と連携を図りながら実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていることから、地震津波対策を図るため、堤防の耐震対策等を講ずる
- ・超過洪水等に対する被害の軽減
- ・情報伝達体制の充実等の被害軽減方策
- ・人口資産が集積する本川下流部の整備の進捗を踏まえて中上流部流下能力の増大や支川の整備を進めるなど、上下流バランス等を考慮した水系一貫の河川整備

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ・都市用水等の安定供給や流水の正常な機能の維持のため、水資源開発施設による供給を図るとともに、広域的かつ合理的な水利用を促進
- ・渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制の整備と水融通の円滑化などを関係機関等と連携して推進

ウ 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・紀の川と流域の人々との歴史的文化的なつながりを踏まえ、多様な自然と良好な河川景観を次世代に引き継ぐよう努める
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら施策を推進

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・シオマネキ等が生息する汽水域の干潟を保全
- ・アユ等の回遊性魚類の縦断的な生息環境の保全

(良好な景観の維持・形成)

- ・万葉集にも詠われる船岡山をはじめとした歴史・文化との関わりの深い河川景観の保全

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・紀の川の恵みを生かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全

(水質)

- ・下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら改善

(河川敷地の占有及び工作物の設置、管理)

- ・治水・利水・河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(情報の共有と連携)

- ・河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川愛護活動等を推進

2. 河川整備の基本となるべき事項

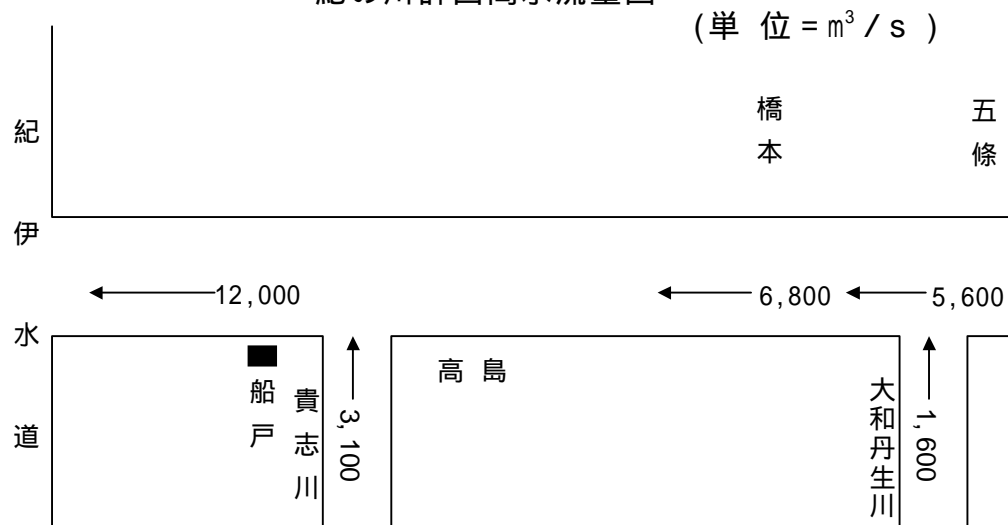
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
紀の川	船戸	16,000	4,000	12,000

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

紀の川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P(m)	川幅 (m)
紀の川	五 條	59.6	101.30	180
"	橋 本	50.0	81.00	260
"	船 戸	16.4	21.10	420
貴志川	高 島	合流点から 1.2	25.61	230

(注) T.P: 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・ 紀の川大堰地点： かんがい期は概ね $5\text{m}^3/\text{s}$
非かんがい期は概ね $4\text{m}^3/\text{s}$